

# 基準維持 自治体に要請



岩手県学童保育連絡協議会  
〒020-0122  
盛岡市大町1-3-38-20  
岩手県青少年会館内  
Tel・Fax 019-681-0651

岩手県学童保育連絡協議会は盛岡市、滝沢市、花巻市、北上市、久慈市、大船渡市、陸前高田市の7自治体に要請を行いました。要請の主な内容は▽市町村が現在、条例で定めている「放課後児童支援員の複数配置」を改定しないこと▽「地域子ども子育て支援事業計画」の見直しにあたっては、学童保育クラブ関係者と十分な意見交換を行うことーの2点。

今回要請を行った7自治体は地域連協のある自治体。県連協は各地域連協に対し、要望書の提出や、議員懇談会の開催を呼びかけています。県連協は今後、県内すべての自治体に要請を送付する予定です。

支援員の配置基準については、すでに滝沢市が基準を維持することを表明しています。他の自治体では学童保育クラブに意見聴取をするなどの動きもできています。県連協が要請した内容は次のとおり。

**放課後児童健全育成事業の質的・量的拡充について（要請）**

平成24年8月の「子ども子育て支援法」の制定及び児童福祉法の改正により、学童保育の基準は市町村が条例で定めることとなり、国は「一定の水準の質を確保した放課後児童クラブの全国展開を図る」として「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。現在学童保育は、国の基準を基に制定された「市町村条例」と「放課後児童ク

ラブ運営指針」により運営されています。一方、国は一部地域の指導員不足を理由にした地方分権有識者会議の検討を受け、これまで「従うべき基準」としてきた放課後児童支援員の配置について、「参酌すべき基準」とする児童福祉法の改定を行いました。学童保育の質と安全を低下させる危険性が極めて高い今回の改定には、岩手県議会をはじめ全国各地の市町村議会が

ら改定反対の意見書が提出されたところです。改定児童福祉法は令和2年4月1日より施行されることとなりましたが、児童福祉法改定後も、市町村条例の基準を緩和しないことを表明する自治体も生まれています。

また、現在「地域子ども子育て支援事業計画」の次期計画の策定期期に入っています。ニーズ把握や計画状況と差異が生じている市町村もあります。先日、報道発表された学童保育実施調査（全国学童保育連絡協議会）においても学童保育の待機児童が増加しています。利用したい全ての保護者や子どもが利用できるような整備の見直しや、次期計画の策定を望みます。

児童の権利に関する条例の理念に基づき、子どもの最善の利益を保障するために、以下について要請いたします。

1 子どもの安全と学童保育の質の確保を図るために市町村条例の「放課後児童支援員の複数配置」の規定は改定しないで下さい。

2 市町村条例の改定や検討する場合及び「地域子ども子育て支援事業計画」の見直し策定の際には、自治体内の学童保育クラブ関係者と十分な意見交換をしてください。

## 京都全国研 学童保育守り、発展を

第54回全国学童保育研究会は10月19、20の両日、京都市で行われました。全国の学童保育関係者約3,700人が参加。岩手県からは47人が参加しました。1日目は京都、パルスプラザ

で歓迎行事と全体会を行い、2日目は龍谷大学で分科会が行われました。従うべき基準の参酌化で学童保育の質の低下が懸念される中、参加者は学童保育の質を守り、さらに発展させていくことを確認し、学び合いました。

開会前の歓迎行事は京都府内の学童保育に通う子どもたちによる、けん玉、ダンスなどのステージ。一輪車で障害物を乗り越える技には会場から拍手がおこられました。参加した子どもたち全員で植原敬之さん作曲の「手をつなごう」を歌

い、あたたかい歌声で参加者を歓迎しました。記念講演は、京都市のNPO法人福祉広場理事長の池添素さんが「働きながらの子育て〜子どもが自分で育つ力をはぐくむ」と題して講演。



池添さんは「子どもが自分で育つ力を育むには、安心感や自己肯定感を持つことが大切。小学校時代は『どうしようもないこと』に出会う時期。近くの大人が、子どものよいところを見つけてあげることで自己肯定感を持つ子どもに育つ」と述べました。また、「子育て

分科会が開かれ、参加者は関心のあるテーマで学びました。意見交換をとおして参加者同士が打ち解け、活発に交流した分科会もありました。分科会終了後参加者は次の全国研での再会を誓い、会場を後にしていきました。来年の全国研は山形県で開催される予定。

2日目は龍谷大学で46

記